

不法投棄監視サポーター通信 (VOL.2)

平成26年10月20日発行

いわき市
生活環境部
廃棄物対策課



本市においては、後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、
・警察OBによる産業廃棄物適正処理監視指導員の設置
・市内63名の不法投棄監視員の設置
等により、日頃から監視体制の強化に取り組んでいるところです。

平成25年度からは、新たに『不法投棄監視サポーター制度』を創設し、
不法投棄に対する市民の自発的な活動を支援することにより、
不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

本通信は、不法投棄監視サポーターにご登録いただいた皆様の活動の一助として、
本市の不法投棄の現状や、市の取り組みなどを情報発信するもので、
今回から市民の皆様にも、同サポーターの活動などを知っていただくため
回覧を実施しました。



不法投棄監視サポーター登録者数 : 438名 (平成26年9月末現在)

◆不法投棄監視サポーターの活動状況をお知らせします。

○サポーターからの不法投棄に関する通報件数等について

本制度初年度の平成25年度は「23件」
平成26年度は9月末で「11件」
となっています。

通報の主な内容は、家庭ゴミの不法投棄に関するものが中心ですが、
次いで、道路脇への家具・家電等の不法投棄に関するものが多くなって
います。

○サポーターが中心になり清掃活動が行われました



不法投棄監視サポーターに登録している
地元消防団員とその家族など約15名
が、錦町須賀の松林内において、平成
26年9月21日(日)の午前8時30分頃から
2時間ほど、さわやかな秋の日差しの中、
ゴミ拾いに汗を流してくださいました。

当地区は、震災による津波被害で、住
民が集団移転せざるを得なくなった地区
ですが、普段のサポーター活動の中、日
に日に増えていく不法投棄物を見るに見
兼ねて清掃活動して下さったものです。

【写真】

上: 清掃活動状況
(パパのサポーターベストを着て、ボクもゴミ拾いをお手伝い)
下: 収集したゴミ

**「ゴミがゴミを呼ぶ」といった不法投棄の連鎖を絶つことに効果的！！
新たな不法投棄の未然防止につながります。**

地区別サポーター数

地区	登録者数(人)
平	211
小名浜	34
勿来	44
常磐	16
内郷	9
四倉	4
遠野	66
小川	14
好間	5
三和	29
田人	1
川前	1
久之浜	4
合計	438

年代別登録者数

年代	登録者数(人)
～19歳	0
20歳～29歳	10
30歳～39歳	29
40歳～49歳	52
50歳～59歳	90
60歳～69歳	167
70歳～79歳	78
80歳～89歳	12
90歳～	0
合計	438

◆不法投棄とは、

【何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に、このように規定されています。
廃棄物を捨てるにあたり、定められたルールを守らずに投棄することを『不法投棄』
といいます。

事業活動に伴って排出される『産業廃棄物』はもちろんのこと、
日々の生活から出る『一般廃棄物』であっても、
廃棄物をみだりに捨てることは、法律により禁止されています。



いわき市ごみ減量キャラクター
クリンピー

【不法投棄に対する厳しい罰則】

これに違反して廃棄物を捨てた場合、
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。
※ 廃棄物の不法投棄に関わった法人は、**3億円以下の罰金に処せられます。**

【土地所有者・管理者の皆様へ】

不法投棄は、人家が少ない山林や河川敷など、人目につきにくい場所で行われています。
このような場所には、周囲に柵やフェンス等を設置し、遊休農地等は草刈りを
定期的実施して、不法投棄を防止しましょう。

**不法投棄された廃棄物の処理については、投棄者が判明しない場合は、
その土地の所有者・管理者へお願いすることになりますので、土地の管理には
十分注意してください。**

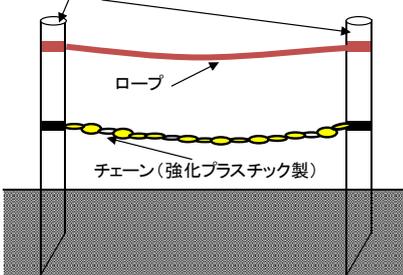
◆不法投棄防止地域活動支援事業をご紹介します。

不法投棄の未然防止と土地所有者等の管理意識の向上を図ることを目的に、
市内で不法投棄防止のための活動を行う団体等に対し、
不法投棄対策のために使用する資材等を交付する事業を実施しています。

<交付する資材の例>

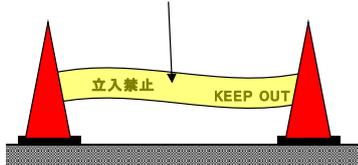
【鋼管杭・ロープ・チェーン】

鋼管杭(長さ1メートル、1.5メートル、2メートルの3種類)



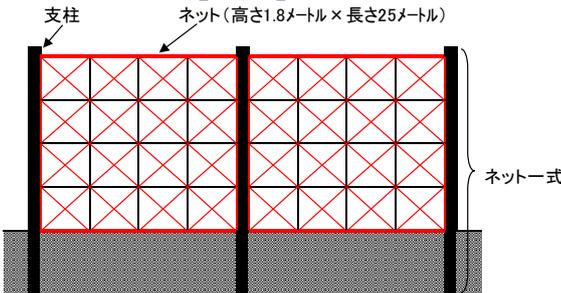
【立入禁止テープ】

立入禁止テープ(幅6センチメートル×長さ30メートル巻)



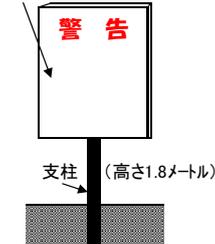
【ネット】

ネット(高さ1.8メートル×長さ25メートル)



【啓発用看板】

看板
(縦60センチメートル、横40センチメートル)



▲実際の使用例(啓発看板、ネット)

(注)この他にも、「ダミー鳥居」、「草刈り機」
等も交付しています。

興味のある方は、廃棄物対策課又は各支
所市民課にお問い合わせください。

(編集後記) 毎年10月は「不法投棄撲滅強調月間」として、市が委嘱している不法投棄監視員の皆様や市担当
部署による一斉パトロールや、産業廃棄物収集運搬車両の路上調査等を実施し、「監視の目の強化」に努めてい
ます。しかし、後を絶たない不法投棄に日々悩まされていますので、不法投棄監視サポーターや市民の皆様のご
指導、ご協力をよろしくお願いいたします。(引き続きサポーター募集中です。)

今後こんなことを取り上げてもらいたいなど、ご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。